

徳島市行財政改革推進プランの見直しについて

1 見直しの趣旨

本市では、これまでの行財政改革への取組により、継続的な行政運営機能の強化及び行財政基盤の強化を図り、持続可能な質の高い行政サービスの提供に努めてきたところである。

一方で、人口減少や高齢化に伴う生産年齢人口の減少などにより、市税等の一般財源収入の大幅な伸びが期待できないとともに、社会保障関係費である扶助費の増加や老朽化に伴う公共施設等の改修・更新に多額の経費が必要となることが見込まれるなど、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を行う必要がある。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は甚大で、今後、主要一般財源収入が大幅に減少することが見込まれるなど、本市を取り巻く環境の変化はさらに厳しさを増すことが想定される。

このことから、これまでの推進プランの考え方や推進方策等については基本的に継承しつつ、社会環境の変化に迅速に対応できる行政運営機能の強化や、財政構造の改善に主眼を置いた行財政改革などにより、将来を見据えた健全な行財政基盤の確立に向け、「新たな日常」構築の原動力となるよう見直しを行い、「徳島市行財政改革推進プラン2021」を策定した。

2 徳島市行財政改革推進プラン2021の概要

(1) 行財政運営の基本理念

市税等の自主財源の確保や受益者負担の適正化を促進するとともに、全ての事業に対し「選択と集中」を徹底し、本市の財政状況に即した行政運営を行う。さらに、行財政改革にスピード感を持って取り組むことで、将来にわたる健全な行財政基盤のもと、「質」の高い持続的な成長が実現する市政を目指す。

(2) 推進プランの名称と期間

推進プランの名称を、「徳島市行財政改革推進プラン2021～『質』の高い持続的な成長の実現～」に改め、計画期間を平成30年度（2018年度）から令和6年度（2024年度）までの7年間に変更する。

(3) 計画の対象

全部局を対象とする。

(4) 基本方針

行財政改革の推進に当たっては、新たな総合計画に掲げる行政運営方針に基づき、戦略的に取り組む8つの項目を設定する。

《基本方針1 市民参加の推進》

戦略1 市政に参加しやすい環境づくり

- 市政情報を誰にでも分かりやすく発信・公表する。特に、本市の財政について、分かりやすく資料を作りかえ、その全てを公表し、現在の状況について市民と共有を図る。
- 市民ニーズを的確に把握するため、積極的にSNS等を利用し、市政運営に活用するとともに、災害時などの緊急事態における情報発信を、効果的かつ迅速に行う。

戦略2 活力ある地域社会の実現

- 市民が主役のまちづくりに向け、NPO等との協働事業を支援するとともに、コミュニティリーダーの資質向上と育成を促進し、新たな地域コミュニティを核とした地域自治を推進する。
- 地区自主防災連合組織の活動を支援するほか、被災時に地域で主となり活動できる市民防災指導員や次世代の防火・防災リーダーの育成・活用を図る。

また、地域の実情や住民の意見を取り入れた地区別津波避難計画の策定を支援するとともに、避難所運営協議会の設立を推進することなどにより、地域住民による「自助」「共助」での自主防災への意識の向上や対策の強化を図る。

《基本方針2 行政運営機能の強化》

戦略3 「新たな日常」の実現

- 情報システムの標準化・共通化や、AI・RPAの業務への適用などにより、事務事業の効率化を図る。
- マイナンバーカードの利活用や押印の見直しなどによる行政手続のデジタル化を促進するとともに、ICTやIoTを活用した次世代型行政サービスを推進し、市民サービスの利便性向上を図る。
- 男女問わず、職員が仕事と生活の調和を図ることができる環境整備を促進し、柔軟な働き方を推進する。

戦略4 戦略的な組織体制の構築

- 高度化・複雑化する市民ニーズや、多様化する行政課題に対応するため、限られた人的資源を最大限活用し、効果的で効率的な組織体制の整備を図る。
- 「アウトソーシング推進に関するガイドライン（改訂版）」に基づき、市民サービスの維持及び向上に留意し、行政責任の確保を前提とした外部委託を検討する。
- 新たな時代の流れを先取りすることができる職員力の向上及び人材育成を図る。

戦略5 多様な主体との連携

- 民間活力を積極的に活用するとともに、県や近隣自治体との広域連携の推進や、産官学の連携を強化することで、効率的で質の高いサービスの提供を推進する。

《基本方針3 健全な行財政基盤の確立》

戦略6 財政構造の改善

- 財政健全化フレームに沿った財源確保や過度に基金に依存しない合理的根拠に基づく予算の重点化を行うとともに、市債発行額の抑制を図る。
- 市税等の徴収率の向上や受益者負担の適正化に取り組み、自主財源の確保を図ることで、持続的な成長を目指す。
- 事務事業の「選択と集中」を徹底し、最小の経費で最大の効果を生み出すとともに、特別会計・企業会計の健全化による歳出抑制を目指す。

戦略7 更なる財源確保

- クラウドファンディングやふるさと納税、広告事業の拡大に取り組み、積極的に財源の確保を図る。

戦略8 経営資源の有効活用

- 未利用財産の積極的な処分と効果的な活用を図るとともに、公共施設の統廃合による保有量の適正化や、計画的な改修・更新による長寿命化を推進する。
- 市立教育・保育施設は、当面の間は、統合、廃園、民間移管（定員枠移管含む）により、施設の集約化を図りつつ機能強化に取り組みながら、将来的には中学校区におおむね1か所の認定こども園に集約する。

(5) 財政構造の改善

① 収支不足への対応

現状のままの財政運営を続けた場合、令和2年度決算見込を踏まえた今後の財政収支は、令和2年度から令和6年度までの5年間でおよそ58億円の収支不足が見込まれ、この収支調整の全てを財政調整基金及び減債基金の取崩しにより対応した場合、令和6年度で基金が枯渇する見通しである。

このため、歳入・歳出両面から収支不足に対する財源確保対策を講じることにより、財政調整基金等の取崩しを抑制し、収支バランスを維持することができる財政運営へと改善を図る。

○ 歳入の確保

- ・市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進
- ・受益者負担の適正化
- ・多様な財源の確保
(クラウドファンディングの推進・ふるさと納税の推進)
- ・広告事業等による財源の確保
(広告媒体の拡大・ネーミングライツ制度の推進)
- ・公有財産の処分・活用

○ 歳出の抑制

- ・徹底した内部努力や「選択と集中」による事務事業の見直し
- ・産官学との連携の推進
- ・特別・企業会計の経営改善による一般会計からの基準外操出金の抑制

【財政健全化フレーム】

(単位:億円)

財政収支試算	区分	R2見込	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計	
	財源不足額		▲ 12	▲ 10	▲ 16	▲ 9	▲ 11
不足額累計		▲ 12	▲ 22	▲ 38	▲ 47	▲ 58	
区分			R3	R4	R5	R6	
歳入の確保			3	6	6	10	
	市税等の徴収強化		1	3	2	6	
	更なる財源確保		1	3	4	5	
歳出の抑制			5	9	10	11	
	徹底した内部努力		1	2	1	2	
	事業見直し、特別・企業会計の健全化		3	7	9	10	
財源確保計画額		単年度		7	15	17	21
		累積		7	22	38	60

※令和2年9月作成の財政収支試算を使用。 ※R2年度決算見込額にはコロナ関連経費を含む。

※R2年度以降の歳入には財政調整基金等からの繰入は含まない。

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

② 財政構造改善の基本的取組

○ 基金に依存しない財政運営

あらゆる手段を講じて、歳入を増加させる取組を積極的に行うとともに、その財源の範囲内で、歳出を効果的・効率的に執行することが重要であることから、歳入規模に見合った歳出規模を堅持していくことを基本とし、過度に基金に依存しない財政運営を目指す。

○ 財政硬直化の軽減

経常収支比率の抑制に向け、市税の徴収強化による経常一般財源収入の拡大とともに、経常経費の一層の抑制により、財政硬直化の軽減に努める。

○ 将来負担の抑制

地方債の発行については、事業実施年度の負担が平準化される一方で、後年度の公債費負担の蓄積につながるため、負担の抑制に向けた計画的な対応が必要となる。このため、償還費用が全額地方交付税措置される臨時財政対策債を除く通常債の発行については、交付税措置を考慮するとともに、事業の「選択と集中」を行い、発行額を極力抑制することにより、将来の財政負担の抑制を図る。

(6) 目標の設定

目標項目	現 状 値	令和6年度目標
財政調整基金及び減債基金残高	標準財政規模の 10.0% (令和元年度末残高 54 億円)	標準財政規模の 11.0%以上
経常収支比率	96.7% (令和元年度決算)	類似団体平均以下 (参考：令和元年度類似団体 決算調査値平均 94.6%)
実質公債費比率	6.2% (令和元年度決算)	類似団体平均以下 (参考：令和元年度類似団体 決算調査値平均 3.9%)

(7) 職員配置の適正化

地方行政サービス改革の推進をはじめとした国からの要請や地方創生への対応が求められる中、限られた人員や財源を最大限活用し、持続可能な質の高い市民サービスを提供していくため、引き続き効果的・効率的な職員配置の適正化に努める。

① 適正化の期間

平成30年度（2018年度）から令和6年度（2024年度）までの7年間に延長する。

② 対象職員・対象部門

【対象職員】一般職に属する職員で、条例で定める定数の対象となる職員

【対象部門】全部局（ただし、上下水道局、交通局、病院局を除く。）

③ 適正化の方法等

- 事務事業及び組織体制の見直し
事務事業及び組織体制の見直しによる、より効果的で効率的な職員配置
- 外部委託等の推進
市民サービスの水準の維持及び向上に留意し、行政責任の確保を前提とした外部委託等の推進
- ICT等の活用による業務改革（デジタル化の推進）
ICTの利活用促進や情報システムの標準化等による事務事業の効率化など、次世代型行政サービスの推進
- 人的資源を活用した行政改革の推進
人材の育成及び職員の意識改革と自己研鑽意欲の向上
- 仕事と生活の調和に向けた環境の整備
ワーク・ライフ・バランスを実現させる意識啓発や環境整備の推進
- 地域による主体的なまちづくりの推進
地域住民・団体、NPO、事業者等、多様な主体が取り組む協働事業への支援及び多様な主体との連携・協働の推進

【年度別・部門別職員数の目標数値】

区分		職員数(実績)				予定職員数			
		H30年度	H31年度	R2年度	R3年度(基準年)	R4年度当初	R5年度当初	R6年度当初	R7年度当初
一般行政	一般行政(福祉関係除く)	621	626	623	623	617	616	615	615
	福祉関係(民生・衛生)	700	684	683	676	676	668	664	655
	小計	1,321	1,310	1,306	1,299	1,293	1,284	1,279	1,270
特別行政(教育・消防)		705	688	683	673	669	663	659	654
下水道その他(国保事業等※)		162	163	89	90	90	90	90	90
合計		2,188	2,161	2,078	2,062	2,052	2,037	2,028	2,014
対前年度増減数※		—	▲ 27	▲ 3	▲ 16	▲ 10	▲ 15	▲ 9	▲ 14
累計		—	▲ 27	▲ 30	▲ 46	▲ 56	▲ 71	▲ 80	▲ 94

※令和2年度から水道事業と下水道事業を統合し上下水道局(企業局)となったことにより、下水道職員80人が上下水道局へ出向している。対前年度増減数には、企業局等への出向者は含まない。

※各年度4月1日現在の職員数

※国において公務員の定年延長が検討されている。

(8) K P I (重要業績評価指標)

本計画の実施に当たり、基本方針ごとに特に取り組むべき項目の目指すべき目標を具体化したK P Iを設定する。

なお、K P Iについては、社会・経済情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ、おおむね令和5年度を目途に中間評価・見直しを図る。

基本方針1 市民参加の推進

評価指標	実績値(R1)	目標値(R6)
S N S (Twitter、LINE など)のフォロワー数	4,106 人	9,000 人
新たな地域自治協働システム構築地域数	0 地域	7 地域
地区別津波避難計画の策定地区数	11 地区	19 地区

基本方針2 行政運営機能の強化

評価指標	実績値(R1)	目標値(R6)
A I ・ R P Aを適用した業務数	0 業務	10 業務
管理職職員(課長補佐以上)における女性職員の割合※	12.6%	23.0%
包括連携等の協定に基づく連携事業数	61 事業	75 事業

※翌年度4月1日現在の割合

基本方針3 健全な行財政基盤の確立

評価指標	実績値(R1)	目標値(R6)
経常収支比率	96.7%	類似団体平均以下(※)
市税徴収率	97.2%	98.0%
クラウドファンディングの実施件数(累計)	5 件	20 件
ふるさと納税による寄附件数	7,882 件	25,000 件

※令和元年度類似団体決算調査値平均：94.6%

(9) 計画の推進

① 推進方法

具体的な取組を内容とする実施計画を定め、可能な限り、新たな目標数値を設定し、着実に取組を推進する。

② 推進体制

○ 行財政改革推進本部

市長を本部長とする行財政改革推進本部（部局長等で構成）を中心に、全職員が一丸となって行財政改革に取り組むとともに、進行管理を行い、計画を着実に推進する。

○ 行財政改革推進市民会議

学識経験者や各種団体代表者等で構成される行財政改革推進市民会議を開催し、専門的見地や市民目線での意見を、取組の見直しや改革の推進につなげる。

③ 進行管理

計画（Plan）、実施（Do）、評価・検証（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルにより、進行管理を行う。

④ 進捗状況の公表

進捗状況については、市議会へ報告するとともに、ホームページや広報紙を通じて、分かりやすく市民に公表する。

(10) 体系図

基本方針	戦略	取組項目		
基本方針1 市民参加の推進	戦略1 市政に参加しやすい環境づくり	1 市政情報の積極的な発信		
		2 広聴機能の充実		
		3 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用		
		4 市民参加の機会拡大		
		5 オープンデータの活用推進		
	戦略2 活力ある地域社会の実現	6 NPO等との協働の活性化		
		7 協働推進のための人材育成		
		8 住民主体の防災体制の整備		
		9 自主防災体制の充実		
基本方針2 行政運営機能の強化	戦略3 「新たな日常」の実現	10 デジタル化の推進		
		11 情報システムの標準化・共通化		
		12 市民サービスの向上		
		13 ワーク・ライフ・バランスの実現		
	戦略4 戦略的な組織体制の構築	14 柔軟な働き方の推進		
		15 総合的・機動的な組織の整備		
		16 外部委託の推進		
		17 危機管理体制の整備		
		18 女性職員の活躍推進		
		19 職員配置の適正化		
		20 職員給料・諸手当の見直し		
		21 政策形成力・企画力の向上		
		22 人材育成と意識改革		
		23 適正な事務処理の推進		
		戦略5 多様な主体との連携	24 産官学との連携の推進	
			25 広域連携の推進	
		基本方針3 健全な行財政基盤の確立	戦略6 財政構造の改善	26 効率的な予算編成の推進
				27 市債の適正な管理
				28 市税の課税対象把握の徹底
	29 市税等徴収率の向上と適正な債権管理の推進			
	30 事務事業の見直し			
	31 地域経済の活性化			
	32 生活保護の適正実施			
戦略7 更なる財源確保	33 特別会計・企業会計の経営の適正化			
	34 多様な財源の確保			
	35 広告事業等による財源の確保			
戦略8 経営資源の有効活用	36 ふるさと納税の推進			
	37 公有財産の処分・活用			
	38 公共施設の最適化			
	39 就学前教育・保育の最適化			
	40 学校規模の適正化			

(1) SDGsの推進

「SDGs」とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、2030年を年限とする世界共通の17の目標である。

「SDGs」は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本においても国を挙げて積極的に取り組んでいる。そして、「SDGs」を全国的に実施するには、地域における積極的な取組が不可欠であり、地方自治体に対しても大きな期待が寄せられている。

これらの流れを汲み、本市の最上位計画である新たな総合計画に掲げる各施策も「SDGs」に寄与するよう関連付けられていることから、見直し後の推進プランに掲げる取組項目についても、「SDGs」の達成に向けた具体的な取組として位置付けることとする。

